

指定医療機関の有期・更新制導入に伴う申請受付について

生活保護法の一部改正が行われ、本年7月1日から、指定医療機関制度が見直されます。改正後は、①指定を有期（6年間）とし、②有効期間到来時に更新していくこととなります。

見直しが施行される7月1日（以下「施行日」という。）に、現に指定を受けている医療機関については、改正法の附則第5条第1項の規定により、改正後のみなし指定となりますが、

- (1) 附則第5条第2項の規定により、厚生労働省令で定める期間（施行日から1年間：平成26年7月1日～平成27年6月30日）までに改正後の第49条の2第1項の規定の申請を行わなければ、平成27年6月30日までが指定の有効期間となります。
- (2) 改正後の第49条の2第1項の規定の申請を行った指定医療機関の指定の有効期間は、改正法の附則第5条第3項の規定により、施行日から6年間（有効期間：平成26年7月1日～平成32年6月30日）ではなく施行日から厚生労働省令で定める期間を経過する日までを期間とすることになっています。

具体的には、

ア 病院・診療所・薬局については、当該医療機関の健康保険法（以下「健保法」という。）での指定有効期間終了日まで（平成27年6月30日までに有効期間終了日が到来する場合は、当該終了日+6年）

イ 介護保険法（以下「介保法」という。）の指定を受けている訪問看護事業所については、当該医療機関の介保法での指定有効期間終了日まで（平成27年6月30日までに有効期間終了日が到来する場合は、当該終了日+6年）

となります。

改正後の第49条の2第1項の規定の申請にかかる各医療機関の申請受付期間について

改正によるみなし指定の対象機関の件数が多いことから、みなし指定の有効期間が短期間となる機関より、申請案内を行う予定としております。

申請案内にかかる医療機関の区分、申請案内通知予定日、申請受付期間は、下表のとおりです。

	健保法又は介保法の指定有効期間の有効期間終了日が属する日	申請案内通知予定日	申請受付期間
1	平成27年7月1日～平成28年6月30日	平成26年7月1日	平成26年7月～8月
2	平成28年7月1日～平成29年6月30日	平成26年9月1日	平成26年9月～10月
3	平成29年7月1日～平成30年6月30日	平成26年10月31日	平成26年11月～12月
4	平成30年7月1日～平成31年6月30日	平成26年12月26日	平成27年1月～2月
5	平成31年7月1日～平成32年6月30日	平成27年3月2日	平成27年3月～4月
6	平成26年7月1日～平成27年6月30日	平成27年5月1日	平成27年5月～6月